

令和 7 年度磐田市地域包括支援センターの事業計画

- 1 磐田市地域包括支援センター事業運営方針
- 2 業務詳細計画
- 3 収支予算書

令和 7 年度

磐田市地域包括支援センター事業運営方針

磐田市健康福祉部福祉政策課

【基本的事項】

1 背 景

すべての団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を迎え、令和22年に向けて総人口・生産年齢人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。また、要介護（要支援）認定者数も増加傾向にあり、令和5年からの介護度別には令和17年まで要支援1・2・要介護1と軽度の区分で伸び率が大きくなると見込まれています。高齢者のみで暮らす世帯も増加傾向にあり総世帯に占める割合はこの15年で2倍となっています。

そのような状況の中で、第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画では「やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり」を基本理念とし、地域住民が支え合い、高齢者、障がいのある人など、すべての人が、いつまでも可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現を目指しています。その実現に向けて、市民自らが運動・食生活・社会参加に着目した健康づくりに取り組む環境の整備など、しあわせな最期（健康長寿）を迎えられることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

2 方針策定の趣旨

この方針は、介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における基本理念・基本目標の実現に向けてセンターの担う役割を明確にするとともに、円滑で効率的な事業の実施に資することを目的とします。

3 市の役割

市は、実施主体としてセンター運営について体制整備及び機能強化に努め、適切に関与するため、主に以下の役割を担うこととします。

- ・センターの運営方針の明確化と継続的な評価・点検に関すること
- ・センターの運営体制の確保に関すること
- ・地域ケア会議の運営・総合調整に関すること
- ・生活支援体制整備事業の推進に関すること
- ・在宅医療・介護連携の推進に関すること
- ・介護予防の推進に関すること
- ・認知症施策の推進に関すること
- ・虐待や困難事例等に対する支援、関係機関との連携支援に関すること

4 介護保険運営協議会の役割

介護保険運営協議会は、センター運営について公正・中立に実施できる者への業務委託や担当地区の設定、センターの事業実施方針等について審議します。市は、介護保険運営協議会に対し、センターの運営状況等を報告し評価・助言を求めます。

【事業実施方針】

I 基本方針

センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。また、地域包括ケアを推進するため、Ⅱ・Ⅲに掲げる事業を一体的に実施し、医療・介護・福祉等の関係機関や多様な社会資源の連携拠点として中核的な役割を担います。

センターに配置する専門職は、各々の知識を活かしながらチームで活動し、地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネートを行います。

Ⅱ 包括的支援事業

1 センターの運営

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

① 総合相談窓口としての機能

ア 地域住民の身近な相談先として、高齢者一人ひとりの相談に対し、丁寧かつ迅速な対応を心掛けます。

イ ワンストップ相談窓口として、相談者に必要な情報を収集及び提供し、適切な機関又はサービスへつなぎます。また、相談内容に応じて継続的な支援を行います。

ウ 継続支援が必要な相談には、十分なアセスメントを行い、支援計画を作成します。

② 実態把握のための活動

ア 個別的支援が必要な対象者を訪問し、心身の状況や生活環境等について実態を把握し、個別課題（ニーズ）への早期支援を行います。

イ 個別課題と地域との関係性を明らかにし、一体的に支援する視点を持って地域アセスメントを行います。

③ 地域包括支援ネットワークの構築

ア 関係機関、民生委員、地域住民等と、個別課題や地域課題の解決に向け連携して取り組むネットワークを構築します。

イ 相談内容について、正確な状況把握や緊急性の判断を行い、関係機関と連携を図ります。

ウ 家族支援の視点を持ち、事前対応を含め関係機関との連携を図ります。

(2) 権利擁護業務

地域住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。

① 成年後見制度の活用

ア 制度の普及と利用促進に努めます。

イ 関係機関と連携を図り制度利用の支援を行います。

ウ 「磐田市成年後見支援センター（中核機関）」と連携を図り、相互に協力し合い権利擁護の充実を図ります。

② 高齢者虐待の防止及び対応・困難事例等への対応

ア 磐田市高齢者虐待対応実務者マニュアルに基づき、迅速な状況把握、市との連携により適切な対応を行います。

イ 必要な情報収集と適切なアセスメントの上、緊急性の判断や関係機関との連携を図り、ケース会議等で対応を協議し問題解決を図ります。

ウ 高齢者虐待の防止のための啓発活動及び関係機関との地域包括支援ネットワークの構築により、未然に防ぐことに努めます。

③ 消費者被害の防止

ア 必要な情報を収集し、地域の高齢者への情報提供・予防活動を市民相談センター・民生委員児童委員等と協力して被害防止に努めます。

イ 消費者被害の被害者に対しては、事実確認後、関係機関と連携して救済支援を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、多職種相互の協働等により個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援、介護予防サービス計画等の検証等を行います。

① 関係機関との連携体制構築

ア 医療・介護・福祉のサービス機関を把握し、連携体制を深化させます。

イ 交流センターや生活支援コーディネーターと地域づくりの連携体制を構築し、地域資源（インフォーマルサービス等）の把握に努めます。

② 介護支援専門員に対する支援

ア 介護支援専門員と相互協力できるネットワークの構築を図ります。

イ 多職種連携会議の活用と地域ケア会議の効果的な実施により、介護支援専門員の資質向上に資する支援を行います。

③ 支援困難事例等への指導・助言

ア 支援困難事例に対し、助言や同行訪問などの支援を行い、介護支援専門員自身が主体的に問題解決能力を高めるための指導・助言を行います。

イ 必要に応じて地域ケア会議を活用できるようサポートします。

④ 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携

ア 介護支援専門員の資質向上、支援困難事例への指導助言において、連携、協働を図ります。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

① 要支援者、事業対象者の自立に資する適切な支援を行います。

- ア 地域リハビリテーション活動支援事業を有効に活用し、自立に向けた支援を行います。
- イ 短期集中予防事業(いきいきトレーニング・いきいきライフ)について、関係者と連携して効果的な運用を図ります。
- ウ 多職種連携会議の実施に協力するとともに、自立支援について関係者間での共通理解を通して、全ての利用者が本人らしい暮らしを送れるよう支援します。
- エ 自立支援の理念を踏まえた市民への周知啓発に努めます。

2 社会保障の充実分

(1) 在宅医療と介護連携の推進

- ① 地域の医療・介護の資源や課題を把握します。
- ② 地域の医療・介護の関係機関との連携ネットワークを構築します。
- ③ 地域住民に対して在宅医療と介護についての知識や理解を深めるための普及啓発を図ります。

(2) 生活支援体制整備事業の推進

- ① 個別や地域のニーズを生活支援コーディネーターの共有し地域課題の解決を図ります。
- ② 生活支援体制整備事業（第2層）協議体と小地域ケア会議との連携を図ります。
- ③ 新たな地域資源創出（通いの場・居場所・生活支援等）に向けて、キーパーソン等地域資源の把握に取り組みます。
- ④ 個別の支援を通して本人らしい暮らしのため多様な社会参加の方法を検討・推進します。

(3) 認知症総合支援事業の推進

- ① 地域住民に対して認知症の理解や共生についての普及啓発を図ります。
- ② 認知症地域支援推進員の活動に取り組みます。

(4) 地域ケア会議の実施

- ① 「磐田市地域ケア会議設置の基本的考え」及び「磐田市地域ケア会議運営マニュアル」により、地域の実情に合わせて実施します。
- ② 個別ケースの検討及び支援を進めるため、個別地域ケア会議を開催します。
- ③ 個別地域ケア会議の積み重ねを通じて、日常生活圏域レベルでの地域課題について整理・解決策の検討を行うため、小地域ケア会議を開催します。

Ⅲ 介護予防・日常生活支援総合事業

1 指定介護予防支援事業

- (1) 要支援1・2の認定者に対して、現在の状態の維持・改善が図れるように利用者や家族と共に目標を定め、自立支援に向けた介護予防プランを作成します。また、利用者のアセスメントを十分に行い、適切なケアマネジメントのもと生活機能向上の実現を目標に掲げ、本人がセルフマネジメントの実践ができるよう多職種と連携し支援を行います。
- (2) 包括的支援事業との業務を考慮し、居宅介護支援事業所への再委託を検討し

適正なプラン数を担当します。

- (3) 再委託しているプランについて、3職種が関わり責任を持って担当介護支援専門員に対し指導や支援を行います。また、同一法人の実施するサービス利用については、抱え込みとならないよう公正・中立性に留意します。

2 一般介護予防事業

- (1) 将来的な介護需要の高まりを見据え、フレイル・介護予防に重点的に取り組みます。
- (2) 市民への「自助」「互助」を促す介護予防の取組の啓発及び支援を行います。
- (3) 健康増進課地区担当保健師や第2層生活支援コーディネーター、交流センター、地域づくり協議会をはじめとした地域活動団体等との連携を図り、地域における介護予防活動の浸透を目指します。

IV 運営体制

1 運営の基本的視点

センターは、以下の3つの視点を持って運営にあたります。

(1) 公益性

介護・福祉行政の一翼を担う「公益的機関」であり、公正で中立性の高い事業運営を行います。

(2) 地域性

地域のサービス提供体制を支える中核的な存在であり、地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行います。

(3) 協働性

各専門職が「縦割り」で業務を行うことなく、業務の理念・基本的な骨格を理解した上で、常に相互に情報を共有し、協議して業務を遂行するチームアプローチでの事業運営を行います。

2 職員の配置

保健師（地域ケア・地域保健等に経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を適正に配置します。

3 地域住民への周知

地域住民がセンターの場所や業務内容について理解できるよう周知を行います。

4 個人情報の保護

個人情報は、関係法令を遵守して適正に管理します。訪問者との相談の際は、施設構造に応じてプライバシーへの配慮を適切に行います。

5 苦情対応

対応マニュアル等を整備し、誠意をもって対応するとともに記録を残します。また、担当者や責任者を定め、利用者から見やすいところに掲示します。

6 人材育成

職員の資質向上を図るため、内外の研修に積極的に参加すると共に、参加しなかった職員に対しても研修で得た知識や情報の共有を図ります。

7 センターのマネジメント

センター長は、センターのマネジメントを行うと共に、職員全員が目標や年間

計画を共有できる体制を整えます。また、P D C Aサイクルに基づき継続性のある事業計画を策定します。年に1回以上、センター運営に関する事業評価を行い、事業の質の向上に努めます。

また、災害や感染症等によりセンターの運営が滞らないよう、あらかじめ策定された業務継続計画に基づき、市と連携して事業の継続に取り組みます。

8 市との連携

センターは、センター長会議等の機会を通じて、市と連携して包括的支援事業の運営に努めます。

また、専門職種等の職員で構成する会議等への参加を通して情報交換を進め、課題を共有し、解決に向けて主体的に取り組みます。

今年度のテーマ【「困った」を話せる場所 ～つながる、語る、安心する～】

＜総合相談支援業務＞

項目	内容
総合相談	受け付けた相談を翌朝のミーティングで情報共有し、多職種の視点で意見交換することで、経験の少ない職員でも不安なく相談を受けられる体制を作る。向陽と西貝地区では出張相談を各交流センターにて月 1 回ずつ行い、相談の機会を増やす試みを継続する。
実態把握	対象者を選定（80 歳以上で訪問実績のない方等）し、訪問することで高齢者の生活状況等の情報を積み上げていく。また、一体化事業として健康増進課と連携し高齢者の未受診者世帯へ訪問を行い、必要時に個別支援につなげていく。
地域包括支援ネットワーク	高齢者の問題以外の相談を受け付けた場合でも、適切な機関へ繋ぐことができるよう、各関係者や機関と顔の見える関係を構築していく。民生委員や地区社会福祉協議会等、地域の方々と協力して、高齢者がその人らしい暮らしを続けていけるよう地域づくりの連携体制を図る。介護をしている人も支えられる仕組みとして、家族介護者支援を目的とした講演会や集いの場所を企画する。

＜権利擁護業務＞

項目	内容
成年後見制度の活用	成年後見支援センター等と連携し、制度を円滑に活用できるよう相談対応を行う。法律相談についても、弁護士や司法書士等と連携して対応する。独居や高齢者世帯、認知症や精神障がいを抱えている方の支援の方法の一つとして、制度活用を提案していく。
虐待防止及び困難事例等への対応	虐待が疑われるケースは慎重に事実確認し、迅速に初動会議（コアメンバー会議）を開催、福祉相談課と情報共有し、解決に向け関係機関と連携対応する。虐待の早期発見のため、民生委員や介護支援専門員、介護サービス事業所等から通報いただけるよう対応方法を周知する。困難事例は個別地域ケア会議等を利用してチーム支援を構築する。生活困窮者の支援は、くらしと仕事相談センター等と協力して対応する。
消費者被害の防止	消費者被害の防止のため、地域サロンや民生委員の会合等で被害防止の情報喚起を行う。介護サービス事業所や介護支援専門員、民生委員等と連携して高齢者世帯の見守りを行う。相談を受けた場合、すみやかに事実確認を行うとともに、消費生活センターや警察等、関係機関へつなげる。

＜包括的・継続的ケアマネジメント業務＞

項目	内容
医療関係者との連携体制構築	地域の開業医や薬局、福祉関係機関等と多職種連携を図り、ネットワークづくりを進め、地域包括ケアに活かしていく。医療機関等が行う研修会に参加して情報を得るとともに関係を作っていく。

介護支援専門員に対する支援	エリアの居宅介護支援事業所を対象としたネットワーク会議を開催、介護支援専門員の資質向上等の支援を行う。また、リスクマネジメントに関する研修会を行い、利用者からの苦情相談やカスタマーハラスメント等について助言や指導を行う。
支援困難事例等への助言指導	個別地域ケア会議を開催する等、ひとつのチームとして包括が伴走支援を行っていく。生活困窮者については、くらしと仕事相談支援センター等と協力しながら、随時状況に合わせた支援を行う。
居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	ネットワーク会議にて民生委員との交流や主任介護支援専門員同士の情報交換を行う。認知症カフェ（オレンジカフェ）等、地域に向けた活動に参加いただき、アイデアを出し合いながら一緒に活動する。

＜介護予防ケアマネジメント業務＞

項目	内容
要支援者、事業対象者の自立に資する適切な支援	利用者の自立に向けた取り組みを進めるうえで、フレイル状態の方に対して早期の介入を行い、地域リハビリテーション活動支援事業を活用しながら、生活機能の向上を実現していく。介護保険サービス利用ありきではなく、地域活動への参加を意識し、生活支援コーディネーター等と連携を図りながら、相談者に合った社会資源につなげていく。高齢者の目指すべき姿のイメージ共有できるよう、介護支援専門員や地域の関係者等と介護予防について学んでいく。

＜在宅医療・介護連携推進事業＞

項目	内容
住民への周知啓発	住民向けの講演会やサロン等に対する出前講座、エリア内の医療機関や薬局に包括のチラシを配布する等で広く啓発活動を行う。
医療・介護の関係機関との連携	独居や高齢者のみ世帯が増える中、地域包括ケアシステムが機能できるよう、医療機関や公的機関等の多職種と連携しながら高齢者を支えていく。特にガン末期等の在宅看取りを希望される方において、速やかに居宅介護支援事業所や訪問可能な医療機関等の社会資源につないでいく。

＜認知症総合事業支援業＞

項目	内容
住民への普及啓発	認知症を知り正しく理解していただけるように認知症サポーター養成講座を幅広い年齢層に対して実施していく。地区社会福祉協議会と共同で認知症フォーラムを開催し、自分事として関心を持ってもらい、認知症になっても住み慣れた地域で生活できる地域づくりを支えていく。認知症予防には生活習慣病予防が効果的であるため、地区社会福祉協議会などと一緒にウォーキング講座を企画していく。
認知症地域支援員を中心とした支援活動	認知症の当事者や介護者の家族に寄り添えるよう認知症フォーラムやオレンジカフェを企画し、気軽に相談できる場所や機会を設けていく。当事者の意見が反映される会にするため、エリア内の主任介護支援専門員や多機関等と協力して企画、運営していく。

今年度のテーマ【地域や多職種との繋がりを深め、誰もが安心して相談できる拠点となる】

＜総合相談支援業務＞

項目	内容
総合相談	・総合相談窓口であることを広報誌や SNS を活用し周知に努める。 ・東部地区での出張相談は各地区月に 1 度交流センターで実施する。交流センターと連携し地域の実情に合った講座や広報を行う。 ・複合課題への対応力向上の為、他機関の情報収集と連携強化を推進する。 ・個々の職員のスキルアップと、専門性を活かしたチーム対応を実践する。
実態把握	・実態把握は訪問を中心に行い、住民が抱えている問題の把握に努める。
地域包括支援ネットワーク	・民生委員や福祉委員など地域の方との連携を図り、個別援助が必要な方の把握に努め、必要な支援につなげるようにする。

＜権利擁護業務＞

項目	内容
成年後見制度の活用	・成年後見支援センターと連携し、制度の普及啓発や利用促進、市長申立ての検討や支援に取り組み、権利擁護支援の充実を図る。 ・高齢者虐待の相談先として、市民や介護支援専門員、事業所に対し相談窓口の周知に努める。
虐待防止及び困難事例等への対応	・虐待通報の事実確認や初動会議を迅速に行い、その後の支援を行う際には、多職種・関係機関と連携して実施し、早期解決を目指す。 ・支援困難ケースへの対応は、三職種でのチームアプローチを行うと共に、関係機関との共有や検討を行い、早期対応・早期解決を目指す。
消費者被害の防止	・市民相談センター、消費生活センター、磐田警察署防犯課と平常時から連携し、最新の情報共有を行い啓発活動や被害防止に努める。

＜包括的・継続的ケアマネジメント業務＞

項目	内容
医療関係者との連携体制構築	・医療関係者や消防との相互理解を深めるため、勉強会や交流会を企画・実施し、連携体制の強化を図る。 ・医療機関へ包括支援センター事業を周知してもらうための訪問を行う。 ・シズケアかけはしなどの ICT を活用し効率的な情報共有ができるようにする。
介護支援専門員に対する支援	・介護支援専門員が抱える困難に対し、丁寧に聞き取りを行い、必要な助言を行うとともに、関係機関との連携を図るためのコーディネートや、地域ケア会議の企画運営などを行う。
支援困難事例等への助言指導	・地域の主任介護支援専門員と連携し、社会資源の情報を整理共有する。ICT を活用して情報を共有し、随時更新も行っていく。

居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	・介護支援専門員からの相談を集約・課題分析し、地域の主任介護支援専門員と連携し、研修会等を開催するなどして、介護支援専門員の質の向上に努める。
-------------------------	---

＜介護予防ケアマネジメント業務＞

項目	内容
要支援者、事業対象者の自立に資する適切な支援	・適切な介護予防マネジメント手法を用い、利用者の心身の状況に応じたプランを作成し、PDCA サイクルにそって支援する。 ・地域リハビリテーション事業を取り入れ、多職種からの働きかけにより自立を支援する。 ・利用者のニーズに応じて、地域の社会資源に適切につなげられるように情報を把握整理する。 ・要支援者、事業対象者においても、その状態からの改善を目指し、介護予防につながる意識を持つことができるよう働きかける。 ・介護予防について、地域の各種団体やグループへの出前講座を継続し、介護予防やフレイル予防の意識啓発に努める。

＜在宅医療・介護連携推進事業＞

項目	内容
住民への周知啓発	・地域活動や総合相談から把握した住民ニーズを基に、啓発講座等企画提案する。 ・啓発講座実施には関係機関への協力を仰ぎ、多職種連携で実施していくことで、地域住民と専門職相互の活動への理解が深まるようにする。
医療・介護の関係機関との連携	・医療機関へ、包括やオレンジカフェ等のチラシを配布することで活動の周知を図り、連携しやすい関係作りに努める。 ・シズケアかけはしを含め、ICT を効果的かつ安全に連携に活用できるよう、職員のスキルを向上させていく。

＜認知症総合事業支援業＞

項目	内容
住民への普及啓発	・地域住民のニーズを基に啓発事業を企画し、関係機関と連携し実施する。 ・チームオレンジあいの活動をバックアップし、積極的な啓発活動につなげる。
認知症地域支援員を中心とした支援活動	・オレンジカフェは、実施主体ごとに特徴ある活動が出来るよう支援する。 ・輪の会・ホッとコーヒー等、住民主体の活動が継続出来るよう支援する。 ・認知症月間（9月）に啓発事業『ラン伴』を専門職有志と協働して実施する。 ・初期集中支援チームの介入が必要なケースに迅速に対応できるよう、職員のスキルアップにつながる研修参加や情報提供を実施していく。

今年度のテーマ【 家族支援と多職種連携の体制づくり 】

＜総合相談支援業務＞

項目	内容
総合相談	南部障がい者相談支援センターと一事業所として、支援の方向性を見出し、地域のワンストップ窓口の役割を継続します。今年度も総合相談の中でひきこもりの支援の視点を持ち南部障がい者相談支援センターにつなぎます。
実態把握	対象者の健康面のアセスメント、困りごとの有無の確認、特定健診や受診勧奨、地域包括支援センターの周知を実施します。昨年度磐田市が行った高齢者質問票において「社会参加無し」という回答の方は「運動器」でもフレイルがみられる結果がわかりました。実態把握の訪問を通して社会参加やセルフケアの大切さを伝えていきます。
地域包括支援ネットワーク	民生委員・児童委員、地区社協、せいかつ応援クラブの会議に参加し地域の現状や課題の把握をします。地域の課題について考える小地域ケア会議を地域住民や磐田市社会福祉協議会と協力して開催します。 いきいき百歳体操や高齢者サロンとも出前講座や、地域包括支援センター主催の研修の広報を兼ねて訪問し関係を深めます。

＜権利擁護業務＞

項目	内容
成年後見制度の活用	独居、身寄りの無い方、家族関係の薄い方が増えています。成年後見制度の説明時には、社会福祉士が作成したマニュアルを使用し、わかりやすく情報を漏れなく伝わるように説明します。また司法書士や社会福祉士等との関係づくりをして必要時にはつなぎます。磐田市成年後見支援センターとも協力して地域の方に制度の周知をして「市民後見人」の制度にも興味を持っていただけるようにします。
虐待防止及び困難事例等への対応	虐待が早期発見できるように関係機関とのネットワークの構築に努めます。精神障害の息子が高齢の親を虐待するという事例が続く虐待者が相談やサービスにつながっていない傾向も見られます。今後もこのようなケースが増えると予測されるため、南部障がい者相談支援センターとも連携して未然に防止できる方法を考えます。また意思決定支援の必要性が高まっているため、チームで取り組めるようにケース会議を実施し利用者が望む暮らしに近づけます。支援が困難になる身寄りがない人の支援や経済的に施設入所が難しい方には、磐田市と相談しながら支援をします。
消費者被害の防止	磐田市消費生活センターや磐田警察署と情報交換を行い民生委員・児童委員の会議や高齢者サロンや地域包括支援センター発行のお便りで啓発を行います。

＜包括的・継続的ケアマネジメント業務＞

項目	内容
医療関係者との連携体制構築	南部地区には在宅医療専門の医療機関、訪問看護の事業所があり、在宅医療を整える環境があります。医療的ケアが必要になっても在宅で暮らし続けることができるように連携して支援ができる体制を構築します。

介護支援専門員に対する支援 支援困難事例等への助言指導 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	ケアメン講座や認知症家族交流会をもっと活用してもらえるように介護支援専門員に周知をして、利用者家族の参加を増やし介護支援専門員の家族支援の方法を広げます。 介護支援専門員の主任介護支援専門員と共同して事例検討会や研修会を開催し支援のスキルの向上を目指します。今年度は「ケアマネジメント技術」、「結の会ネットワークの防災机上訓練」「事例検討会」を計画しています。 また、竜洋・福田・南部地域高齢・障害連携会を竜洋・福田地域包括支援センター、南部障がい者相談支援センターと一緒に開催し介護支援専門員と相談支援専門員の役割や業務内容についての理解を深め、障害福祉から介護保険をスムーズに移行できるような知識の獲得を目指します。
---	---

<介護予防ケアマネジメント業務>

項目	内容
要支援者、事業対象者の自立に資する適切な支援	利用者の自立支援、地域や家庭の中で役割や生きがいを持てるような目標に向かって支援をします。委託のケースについては、委託先と情報交換しながら、ケアプランや評価表にて利用者の状況を把握し必要時同行訪問やサービス担当者会議の出席を行います。 またフレイルの段階でリハビリ専門職と介入し「地域リハビリテーション活動支援事業」を活用します。本人が望む暮らしに向けて、セルフマネジメント力をつけ、地域のサロンやシニアクラブ、いきいき百歳体操への参加を促します。

<在宅医療・介護連携推進事業>

項目	内容
住民への周知啓発	ウォーキング講座の開催や民生委員・児童委員の会議、高齢者サロンの出前講座で介護保険や在宅医療の利用について啓発します。 課題になっている通院介助をしてくれる社会資源の情報や、薬剤の管理について知識を高め住民に周知します。
医療・介護の関係機関との連携	顔の見える関係づくりをするため、圏域の介護支援専門員、南部障がい者相談支援センターと一緒に在宅医療専門医療機関や訪問看護と事例検討会を開催します。また圏域の介護支援専門員、通所介護、訪問看護と災害時のBCPの共有や机上訓練を実施します。

<認知症総合事業支援業>

項目	内容
住民への普及啓発	総合相談や高齢者サロンの出前講座開催時に認知症ハンドブックを活用し、地域住民の認知症の理解を深める啓発活動を行います。また「チームオレンジ」とは、地域の認知症に関する情報を共有し活動協力をします。 今年度長野地区で認知症に関する研修会を開催するため、開催の参加や協力をします。
・認知症地域支援員を中心とした支援活動	「認知症家族の交流会」は、今年度も医療機関と一緒に開催し生活支援コーディネーターにも参加を呼び掛けます。介護者同士の気持ちや情報交換を中心に行います。また看護師によるミニ講座や理学療法士によるリフレッシュ体操を行い、介護者の負担軽減や気分転換の機会とします。前年度の参加者のアンケート結果から認知症カフェと共同開催の機会を作り、認知症家族交流会の回数を増やし、交流の場を増やします。

今年度のテーマ【 地域力を繋ぐ支援でチーム豊岡作り 】

<総合相談支援業務>

項目	内容
総合相談	・地域住民にとってより身近な相談機関となれるように包括の PR を継続する。 ・高齢者一人ひとりの相談に対して適切な対応を行うとともに、ワンストップ相談窓口としての役割も果たせるように、職員のスキルアップ、各関係機関との連携強化を図る。
実態把握	・市の一体化事業からの未受診者の実態把握を行い、地域課題を明確にしていく実態把握の中から支援の必要な高齢者に対応をしていく。
地域包括支援ネットワーク	・民児協議会や福祉委員会、地区社協定例会などに参加し、民生委員、福祉委員、生活支援コーディネーター等との連携強化を図る。

<権利擁護業務>

項目	内容
成年後見制度の活用	・磐田市成年後見センターと協力し、地域住民への制度の周知、利用促進に努める。あわせて民生委員、ケアマネジャー等支援者へ制度について理解を促進し協力体制を強化する。 ・権利擁護検討会を通じ、申立てが困難なケースにおいてスムーズに受任調整できるように努める。市民後見人への受任や市長申立てなどのケースに対応できるようにする。 ・リーシャル会や後見カフェに参加し、支援者との交流を深め知見を得るとともに、包括内での共有を図る。
虐待防止及び困難事例等への対応	・高齢者虐待防止について、地域住民への啓発活動を行うと共に、民生委員と連携しながら予防・早期発見につながるよう努める。 ・居宅介護支援事業所、介護施設などへの啓発を行い、虐待発見時に早期通報につなげるとともに、初動対応がスムーズにできるようにする。 ・ケアメン講座を豊岡地区で実施する場合、男性介護者が交流できる場を提供啓発活動につなげる ・困難事例について、複合ケースにも対応できるよう関係機関との連携を意識し、チームで対応できるようにする
消費者被害の防止	・利用者、地域住民、民生委員などから情報収集を行い、地域で消費者被害につなげる。 ・包括だよりの配布やサロン、民児協、豊岡ケアマネ会等で情報提供を行い、啓発活動を行う。 ・消費者被害が生じた場合、相談者に対し事実確認を行い、消費生活センター等関係機関へスムーズにつなげるようにする。 ・見守りネットワーク事業参加企業に訪問し、顔の見える関係づくりを行い、早期の通報につなげる。

＜包括的・継続的ケアマネジメント業務＞

項目	内容
医療関係者との連携体制構築	・豊岡地区にある医療機関並びに薬局に地域包括支援センターのチラシを設置し、連携体制を強化していく。
支援困難事例等への助言指導	・ケースを通じて、ケアマネへの相談支援機能の充実を図り、支援困難ケースになっている複合課題については、必要な多職種との連携を果たせるように適切なアドバイスができるようにする。
介護支援専門員に対する支援 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	・豊岡ケアマネ会を2ヵ月毎に開催。主任介護支援専門員と協働しながら、事例検討会や勉強会を通して連携を深めていく。

＜介護予防ケアマネジメント業務＞

項目	内容
要支援者、事業対象者の自立に資する適切な支援	・地域リハ事業の活用等で、地域のリハビリ職員などの多職種とも連携を図りながら、早期にフレイル予防ができるように支援していくと共に自立支援を意識したケアマネジメントを行う。

＜在宅医療・介護連携推進事業＞

項目	内容
住民への周知啓発 医療・介護の関係機関との連携	・住み慣れた地域、ご自宅で最期まで過ごせるよう、在宅医療情報や豊岡に新設された訪問看護事業所の紹介や訪問看護の活用方法を学べる講話を企画し、住民並びに関係機関にもチラシを準備し、周知をしていく。

＜認知症総合事支援業＞

項目	内容
住民への普及啓発	・認知症当事者とその家族の声を聴き、共生社会を目指し、地域住民に対し啓発活動を行う。
認知症地域支援員を中心とした支援活動	・地域で世代を超えて、認知症について話し合う（理解し合う）きっかけづくりを行うと共に、思いを発信できる環境作りを行う（認知症カフェ、交流会、サロン講座など） ・オレンジシールが有効に活用できるよう、周知・啓発を行うとともに、認知症当事者や家族が地域へ発信（協力の要請）ができるよう支援を行う。 ・地域住民に対し認知症サポーター養成講座を開催し、地域のキャラバンメイトを増やし、共に協力しながら活動できる支援体制を構築していく。

理念・目標【必要な人に支援の手が届く地域づくり】

今年度のテーマ【 ケースの課題や必要な支援を見立てることができ、包括の支援や深度を考え対応する 】

<総合相談支援業務>

項目	内容
総合相談	必要な人を必要な支援につなげられるよう、相談フローを参照し、相談内容を整理する。ケースを見立て、「自立支援」「予防」の視点を持ち、支援を行う。包括も客観的に必要な支援や深さを精査し、「つなぐ」「終結」を意識し対応する。朝の申し送りや毎月のミーティングで共有や検討を行い、支援の振り返りと意識の共有を図る。5 か所の交流センターでの出張相談の実施。
実態把握	目的「支援が必要な人と繋がり、個別・地域の課題やニーズを把握すること」を各職員が意識し取り組む。優先順位を決め戸別訪問し、実態を把握できないケースは市と相談し対応を検討する。フレイル状態の対象者には地域リハビリテーション事業を活用する視点を持ち、改善・自立を目指すアプローチに繋げる支援を行う。
地域包括支援ネットワーク	各地域づくり協議会や地区社協、民生委員との連携にて地域の情報を収集し、支援が必要な方の早期発見に努める。医療機関や薬局、介護施設や事業所、居宅等と連携し、支援が必要な方の早期発見を行うとともに、課題の解決のため、ネットワークを組んで対応する。近年は複合課題を抱える世帯も多く、他分野の関係機関と連携し、様々な視点を持ち支援を行う。

<権利擁護業務>

項目	内容
成年後見制度の活用	支援が必要な人も地域で安心して生活を行うことができるように成年後見センターや関係機関と連携し、制度利用の支援を行う。 7包括合同でリーシャル会・後見カフェを開催し、関係機関との連携を強化し、権利擁護ネットワークの構築を図る。
虐待防止及び困難事例	マニュアルに基づき、迅速に状況の把握・情報収集を行い、緊急性の判断をする。市・関係機関と連携し、終結を意識しながら対応を行う。困難事例もミーティング等で課題を共有し包括としての支援方針を整理しながら対応を行う。
消費者被害の防止	消費者被害の防止：消費者被害防止のため、啓発チラシ（ホットレター）を作成し住民に周知啓発していく。磐田警察署防犯協会や消費生活センターと連携し、サロンなどの出前講座で高齢者に情報提供し、被害防止に努める。

<包括的・継続的ケアマネジメント業務>

項目	内容
医療関係者との連携体制構築	磐田市・森町の病院・訪問看護ステーションの代表者がつながる会を活用し、医療・介護・生活を支える立場の機関が連携し課題を共有していく。独居、高齢者世帯が増加する状況の中、自身の体調や機能低下を自覚できないケースが増えているため、重度化予防を図るためクリニックから気になるケースの連絡が入るよう連携を図っていく。

介護支援専門員に対する支援	ケース・ケアマネのおかれる状況をとらえ、相談を整理し、ケアマネが主体的に支援していけるように支援する。 複雑なケースが増え、ソーシャルワークの視点が求められる。7 包括主任ケアマネ合同で、自己覚知・対象者理解を深める研修を企画し、日頃の実践に活かせるようにする。
支援困難事例等への助言指導	事象や訴えにとらわれず、経過や要因等を整理し、優先順位をつけてケアマネが支援できるようにサポートする。包括内ミーティング等で支援の方向性を検討し必要に応じて地域ケア会議を活用し、ネットワーク構築やケアマネ支援を行う。
居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	主任ケアマネと連携し、地域のケアマネジメンの向上を目的に、主任ケアマネと連携し、菜の花の会という介護支援専門員の会を開催している。主任ケアマネが中心となって、実施できるようバックアップする。今年度は、「難病」「くらしと仕事相談センター」について、勉強会を企画する。

＜介護予防ケアマネジメント業務＞

項目	内容
要支援者、事業対象者の自立に資する適切な支援	新規の要支援者・事業対象者については注意する疾患のある方を除き、地域リハビリテーション事業にてリハ職と協働し課題を探り、改善可能性を見極め、「自立支援」「介護予防」を念頭に適切にケアマネジメントを実施する。 多職種連携会議に参加し、目指す姿の共有と多様な視点を学び、支援に活かす。本人の力を引き出し、セルフマネジメントを働きかけ、SC と連携して地域での普段の暮らしを取り戻せるよう支援する。

＜在宅医療・介護連携推進事業＞

項目	内容
住民への周知啓発	チラシや講座（ウォーキングやe スポーツ）を活用し、フレイル予防・介護予防の意識啓発をおこなう。地域リハビリテーション事業の周知に努める。救急情報シートや私と家族のあんしんレターを周知し、住民が活用できるようにする。
医療・介護の関係機関との連携	医療・介護の連携推進のため、管内の介護支援専門員と研修会を実施し、学ぶ機会を作る。専門職有志の豊田みんなでつながり隊と協働し、専門職の力が地域で発揮できるよう活動する。

＜認知症総合事業支援＞

項目	内容
住民への普及啓発	認知症基本法に基づき、新しい認知症観に立ち、自分事として考える要素を入れた認知症サポーター養成講座の開催を、様々な世代や資源の場を活用し、キャラバンメイトと共働して企画していく。認知症になっても本人や家族の暮らしを社会全体で支えていけることを目指し、オレンジランプの上映・講演会に多くの住民が参加できるよう、地域づくり協議会福祉部と協力していく。参加後、感想や意見を共有する機会をもち、社会活動につなげていく。
認知症地域支援員を中心とした支援活動	本人、地域住民、専門職がつながり、認知症の理解を深めていくことが出来る場としてオレンジカフェをキャラバンメイトと一緒に醸成していく。 介護している家族同士がつながり、ピュアな関係から介護者同士が力を得る場として家族交流会を、管内の居宅のケアマネジャーと一緒に開催していく。 若年性認知症家族の会を市、他の包括と協力し開催していく。

令和 7 年度 竜洋地域包括支援センター業務詳細計画

今年度のテーマ【職種間の連携を高め地域課題の解決に取り組む】

～専門職と地域が協働し、誰一人取り残さないまちへ～

<総合相談支援業務>

項目	内容
総合相談	ちょっとしたお困りごとから世帯で複合的な課題を抱えている家庭まで、個々の相談に合った適切な対応を丁寧に行う。特に全職員が「フレイル予防、介護予防」についての意識を高め、自立した生活に向けた一連の相談プロセスに沿って必要な情報提供や相談対応が行えるようにする。また、アクティブシニアや、若い世代に包括支援センターを周知してもらえよう PR を行う。
実態把握	75 歳以上の未受診者を対象に訪問を中心として実態を把握する。介護予防・日常生活支援総合事業の対象者や虐待事例など要支援者の課題の早期発見、必要な支援の提供を実施していく。対象者一人一人丁寧に介入し問題を見逃さない対応をしていく。
地域包括支援ネットワーク	地域住民の多様な課題に迅速かつ的確に対応できるよう、行政・医療機関・福祉機関・民生委員・地域団体等との連携体制を整備していく。必要時に関係者会議や地域ケア会議等積極的に行い、各関係者と民生委員、地区社会福祉協議会、福祉委員等との情報共有をしていく。それぞれ個々の相談に対し、必要な情報収集及び課題整理、支援方針、適切な機関又はサービスにつないでいく。

<権利擁護業務>

項目	内容
成年後見制度の活用	権利擁護課題以外にも、個々の状況や課題に合った総合的な支援を検討する中で、本当に制度を必要とする方が活用ができるよう、関係機関と連携し支援を行う。また、本人や成年後見人等を中心としたチーム支援、市民後見人が活躍できる磐田市など、中核機関と連携を図り、市全体の権利擁護推進に向け協力や活動をする。今年度は特に、竜洋地区での市民後見人の養成が進むよう協力をする。
虐待防止及び困難事例等への対応	関係機関や地域住民など日ごろから相談しやすい関係性や信頼関係づくりを心掛け、課題（生活困窮、ヤングケアラーなど）を抱えた事例の早期発見、子供若者家庭センター、くらしと仕事相談センター、南部障害者相談支援センター、福祉相談課、医療機関、弁護士や司法書士、介護保険事業所、民生委員など協力機関とのネットワークによる早期対応により、虐待の早期解決や、子供から高齢者まで世帯全員の生活改善が図れるようなチーム支援を行う。
消費者被害の防止	地域での消費者被害の実態を把握（東西北地区の民生委員からの情報収集、個別訪問やケアマネジャーなど関係者からの聞き取り等）し、効果的な注意喚起等の啓発活動を行う。スマートフォン教室の参加者へのインターネット上の取引にまつわるトラブルや被害防止について啓発活動を行う。

<包括的・継続的ケアマネジメント業務>

項目	内容
医療関係者との連携体制構築	医療と介護の連携による切れ目のない支援体制を実現する。退院支援・多職種連携会議への参加・情報交換（病院の地域連携室・訪問看護・主治医・在宅医療支援診療所等）

介護支援専門員に対する支援	地域のケアマネジメント力の向上を図るとともに、介護支援専門員の孤立や困難感の軽減を図る。定期的な連絡会の開催（事例検討会・情報共有会）。新任の介護支援専門員への個別フォロー・同行支援や相談対応。困難事例に関するアドバイス、地域資源の紹介。
支援困難事例等への助言指導	複合的課題を抱える世帯・他機関対応が必要なケースに対し、地域全体で支援できる体制を確保する。支援困難ケースの個別会議（地域ケア会議・ケース会議）の企画と開催。 支援担当介護支援専門員との伴奏型支援・助言・方針の整理支援。各機関との調整・繋ぎ（行政・障害福祉・医療・権利擁護など）
居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	地域全体で介護支援専門員への支援体制を強化し、支援の質を高める。主任介護支援専門員による事例検討会の共同開催。地域課題に関する情報共有、意見交換担当者間での横の連携を促す機会の創出。

＜介護予防ケアマネジメント業務＞

項目	内容
要支援者、事業対象者の自立に資する適切な支援	要支援者や事業対象者が地域で自立した生活を続けられるよう、本人の意向を尊重し、必要な支援を調整する。通いの場やサロン、生活支援体制整備事業と連携し、社会参加を促進。ケアプランには自立支援の視点を取り入れ、必要に応じて見直しや助言を行う。磐田市の地域リハビリテーション活動事業を活用し、理学療法士等と連携しながら生活機能の維持・改善を支援する。

＜在宅医療・介護連携推進事業＞

項目	内容
住民への周知啓発	住民が在宅医療と介護の制度や支援に対して正しく理解し、必要時に適切な支援につなげることができるようにする。在宅医療やACP(人生会議)に関する住民講座の実施。介護予防教室などの機会を活用した普及啓発。サロン活動などでの出前講座・介護相談の実施。
医療・介護の関係機関との連携	在宅療養を支える多職種連携を強化し、安心して暮らせる地域づくりをすすめる地域の開業医・訪問看護・薬剤師との連携づくり。退院支援や在宅看取りに関する地域課題の共有と健闘。ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及啓発。

＜認知症総合支援事業＞

項目	内容
住民への普及啓発	認知症サポーター養成講座を活用し、認知症予防、病気の理解、認知症になっても住みよいまちづくりを目指し、地域全体の理解が進むよう周知啓発活動を行う。竜洋地区キャラバンメイトを中心に養成講座が開催できる竜洋チームを作る。
認知症地域支援員を中心とした支援活動	本人の活動、活躍の場につながるような社会資源の把握や情報収集のため、シニアクラブやサロンなど地域活動の場に出向き実態の把握や情報収集を行い、対象となる本人の活動の場の模索と、地域での認知症への理解を得られるよう活動をする。また、軽度認知障害（MCI）についての周知を意識し活動をすることと、認知症疾患センターや医療機関との連携により、個々の状態に応じた本人支援や家族支援が行えるようにする。

今年度のテーマ【 相談スキルの向上とアセスメント力の強化 】

<総合相談支援業務>

項目	内容
総合相談	相談スキルの向上とアセスメント力の強化 ワンストップ相談の窓口として、行政や他機関との連携を迅速にかつ丁寧な対応を心がける。また、3 職種の視点と強みを生かした支援を行うために、専門職としてのスキルの向上に加え、アセスメント力の強化にも努める。情報共有においては、毎朝のミーティングに加え、週に 1 回事業内容の確認やケース共有の場を継続して設ける。
実態把握	個別課題から地域課題へ 健康状態不明者へアセスメントから、個別課題や地域の課題を抽出し、課題解決に結びつくよう努める。 受診へ行くための交通手段や支払い等課題になる所が多々ある。支援方法を含めて地域との連携も深めたい。

<権利擁護業務>

項目	内容
成年後見制度の活用	制度の周知・理解と他機関とのつながり強化 認知症カフェやふくぷく(高齢者の居場所)、サロン等でミニ講座を開催して、周知を行い、制度を知ってもらう。制度利用の説明が円滑にできるように、職員の全体のスキルアップを目指す。 後見センターや他の関係機関とのつながりを深めて、チーム支援を心がける。
虐待防止及び困難事例等への対応	他機関との連携による虐待防止とチーム支援 初期の段階での虐待把握に努めるように、多職種との関係作りを強化する。また、センター主催の介護講座等だけではなく、区域内の施設が主催で実施する介護講座や認知症カフェを協同し、年を取ることや認知症等への理解を促し、対応の仕方を学ぶことや介護者の思いを話すことで虐待防止に結びつける。困難事例は可能な限り、早期解決に努め、深刻化しないように、他機関と密に情報共有しながら支援を行う。
消費者被害防止	情報発信による被害防止 市民相談センターや磐田市防犯協会からの情報共有とともに、認知症カフェやふくぷく、サロン等での情報発信や包括だより等でも啓発を行い、被害にあわないように予防する。また、被害に気が付いていない潜在的被害者の発見と、消費者センター等関係機関と連携して支援を行う。

<包括的・継続的ケアマネジメント業務>

項目	内容
医療関係者との連携体制構築	地域力の強化に向けての支援 地域のちょっとした困りごとは、地域の力で解決できるよう支援する。個別地域ケア会議や小地域会議を通じて、地域の課題を地域の皆様と共有し、課題解決に向けての協議の場を設定する。
介護支援専門員に対する支援	ネットワークを生かした介護支援専門員への支援 適切なケアマネジメントを実践で生かせるよう支援する。また、複合的な課題を抱える困難ケースも増える中、介護支援専門員自ら課題解決が行えるように、研修等を通じてスキルアップを目指す。地域の主任介護支援専門員と協働で研修会や情報交換会を企画する。

＜介護予防ケアマネジメント業務＞

項目	内容
要支援者、事業対象者の自立に資する適切な支援	自立支援の視点を導く働きかけ 望む暮らし、生きがいを引き出せるように本人の思いを引き出し、ケアマネジメントにつなげる。また、地域にある社会資源やインフォーマルサービスを取り入れることを意識する。 委託ケースの支援 経過の共有を適宜行い、状況に応じて同行訪問や担当者会議へ参加をする。 社会参加とフレイル予防 「社会参加」の大切さを伝え、楽しみ・生きがいを見つけることが介護予防につながることを、出前講座、ふくぷく、包括だよりを通して働きかけを行う。改善の可能性についても理解してもらうことで、早期に介入・支援できることを目指していく。 交流の場の地域定着支援 ふくで歩くらぶ（ウォーキングイベント）、ふくぷくを継続し、活動や会話を通じて交流できる機会・場所の地域定着を目指す。

＜在宅医療・介護連携推進事業＞

項目	内容
住民への普及啓発	いざという時の備え 医療と介護の連携は高齢期や人生の最終段階に関わらず、住み慣れた地域で、自分らしく安心して生きていくためには必要なことである。医療や介護の情報を事前に知っておくことで、いざという時の備えになる。 地域で支えとなる医療機関や介護施設等の機能と役割について周知を図る。また、具体的な取り組みを含めた活動の紹介等を実施する。
医療・介護の関係機関との連携	課題の共有 医療機関や介護事業所、それぞれの役割を認識し必要な時に連携がとれるように、お互いの業務内容を理解し共有する機会を設ける。現状抱えている課題や問題点を座談会等で話合う機会を設ける。

＜認知症総合支援事業＞

項目	内容
住民への周知啓発	認知症理解「共生」の啓発 誰もがなりうる病気であること、認知症とともに生きる「共生」について理解してもらう。病気の経過にあわせた相談先や支援・サポートについて認知症ハンドブックの活用をしながら行い、介護している家族への支援にも力をいれる。 認知症サポーター養成講座の開催 小中学生、高齢者など、対象者にそった講座の内容を、住民キャラバンメイトと共に開催していく。
認知症地域支援員を中心とした支援活動、支援体制づくり	認知症カフェの開催・支援 認知症についての情報が得られる場所であり、診断のある、ないに関わらず、参加者同士の会話によって人とのつながりができるカフェの定期開催を継続し、サービス事業所での開催についても支援していく。

令和7年度 城山・向陽地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科 目	合計金額
市委託料	36,822,000
介護予防支援費	6,536,000
介護予防ケアマネジメント費	12,139,000
合 計	55,497,000

「再委託料を含む」
再委託料：包括（法人）から各居宅へ委託したプラン費の合計
（国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む）

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	33,871,000	30,075,000	3,796,000	職員の賃金（通勤費等手当を含む）・賞与
共済費	5,149,000	4,609,000	540,000	社会保険・雇用保険等
報償費	20,000	15,000	5,000	講師などへの謝礼
旅費	50,000	40,000	10,000	出張のための交通費等
消耗品費	200,000	160,000	40,000	事務消耗品費
燃料費	250,000	200,000	50,000	ガソリン代等
食糧費	10,000	8,000	2,000	各種カフェ運営費等
印刷製本費	215,000	180,000	35,000	外注印刷・コピー等
光熱水費	45,000	35,000	10,000	電気・ガス・水道代
修繕料	50,000	50,000	0	自動車車検時修繕・その他修繕
通信運搬費	700,000	600,000	100,000	郵便代・電話・インターネット接続
保険料	40,000	40,000	0	保険
委託料	13,997,000	30,000	13,967,000	ケアプラン作成委託料・保守点検
使用料及び賃借料	500,000	450,000	50,000	リース料・駐車場賃借料等
備品購入費	40,000	40,000	0	備品
負担金等	80,000	60,000	20,000	研修負担金・協会等会費
公課費	30,000	30,000	0	自動車税等
その他経費	250,000	200,000	50,000	上記以外の経費
合 計	55,497,000	36,822,000	18,675,000	

※原則100円未満は調整（収入は切捨て・支出は切り上げ等）

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額（または委託金額以上）とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」を指す。

※人件費（賃金・共済費）は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

令和7年度 中部地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科 目	合計金額
市委託料	31,513,000
介護予防支援費	10,000,000
介護予防ケアマネジメント費	4,000,000
合 計	45,513,000

「再委託料を含む」
再委託料：包括（法人）から各居宅へ委託したプラン費の合計
（国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む）

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	27,500,000	24,500,000	3,000,000	
共済費	4,665,000	4,165,000	500,000	
報償費	10,000	10,000	0	
旅費	8,000	6,000	2,000	
消耗品費	105,000	100,000	5,000	
燃料費	90,000	70,000	20,000	
食糧費	0	0	0	
印刷製本費	280,000	250,000	30,000	
光熱水費	140,000	130,000	10,000	
修繕料	90,000	80,000	10,000	
通信運搬費	700,000	650,000	50,000	
保険料	25,000	12,000	13,000	
委託料	10,300,000	0	10,300,000	
使用料及び賃借料	800,000	750,000	50,000	
備品購入費	200,000	200,000	0	
負担金等	80,000	70,000	10,000	
公課費	0	0	0	
その他経費	520,000	520,000	0	
合 計	45,513,000	31,513,000	14,000,000	

※原則100円未満は調整（収入は切捨て・支出は切り上げ等）

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額（または委託金額以上）とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」を指す。

※人件費（賃金・共済費）は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

令和7年度 南部地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科 目	合計金額
市委託料	20,895,000
介護予防支援費	5,736,000
介護予防ケアマネジメント費	2,580,000
合 計	29,211,000

「再委託料を含む」
再委託料：包括（法人）から各居宅へ委託したプラン費の合計
（国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む）

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	18,570,000	16,562,000	2,008,000	職員の賃金 職員の通勤費含む
共済費	3,154,000	2,902,000	252,000	社会保険・雇用保険等の事業者負担金
報償費	0	0	0	
旅費	15,000	12,000	3,000	出張のための交通費等
消耗品費	96,000	77,000	19,000	
燃料費	159,000	127,000	32,000	ガソリン代等
食糧費	0	0	0	
印刷製本費	55,000	44,000	11,000	印刷（コピー）
光熱水費	110,000	88,000	22,000	
修繕料	10,000	8,000	2,000	
通信運搬費	160,000	128,000	32,000	郵便代・電話・インターネット接続
保険料	164,000	131,000	33,000	自動車保険・賠償保険等
委託料	5,761,000	36,000	5,725,000	ケアプラン作成委託料・保守点検等
使用料及び賃借料	71,000	57,000	14,000	リース料
備品購入費	136,000	109,000	27,000	
負担金等	80,000	64,000	16,000	研修の負担金、協会等会費
公課費	530,000	424,000	106,000	税金
その他経費	140,000	126,000	14,000	上記以外の経費
合 計	29,211,000	20,895,000	8,316,000	

※原則100円未満は調整（収入は切捨て・支出は切り上げ等）

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額（または委託金額以上）とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」を指す。

※人件費（賃金・共済費）は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

令和7年度 豊岡地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科 目	合計金額
市委託料	20,795,000
介護予防支援費	2,793,307
介護予防ケアマネジメント費	4,166,927
合 計	27,755,234

「再委託料を含む」
再委託料：包括（法人）から各居宅へ委託したプラン費の合計
（国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む）

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	19,662,718	17,106,566	2,556,152	職員の賃金 職員の通勤費含む
共済費	2,856,810	2,485,427	371,383	社会保険・雇用保険等の事業者負担金
報償費	0	0	0	講師などへの謝礼
旅費	0	0	0	出張のための交通費等
消耗品費	0	0	0	
燃料費	192,000	170,880	21,120	ガソリン代等
食糧費	0	0	0	
印刷製本費	240,000	213,600	26,400	印刷（コピー）
光熱水費	52,206	46,464	5,742	
修繕料	182,420	162,354	20,066	修繕（自動車車検）
通信運搬費	276,000	245,640	30,360	郵便代・電話・インターネット接続
保険料	76,184	67,804	8,380	
委託料	3,850,750	0	3,850,750	ケアプラン作成委託料・保守点検等
使用料及び賃借料	87,276	77,676	9,600	リース料
備品購入費	11,000	9,790	1,210	30,000円以上で3年以上使用できるもの
負担金等	124,000	110,360	13,640	研修の負担金、協会等会費
公課費	48,800	43,432	5,368	税金等
その他経費	95,070	55,007	40,063	上記以外の経費
合計	27,755,234	20,795,000	6,960,234	

※原則100円未満は調整（収入は切捨て・支出は切り上げ等）

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額（または委託金額以上）とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」を指す。

※人件費（賃金・共済費）は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

令和7年度 豊田地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科 目	合計金額
市委託料	31,413,000
介護予防支援費	10,957,500
介護予防ケアマネジメント費	4,940,000
合 計	47,310,500

「再委託料を含む」
再委託料：包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	28,700,000	24,904,340	3,795,660	
共済費	4,735,500	4,125,660	609,840	社会保険・雇用保険等の事業者負担金
報償費	30,000	30,000	0	講師などへの謝礼
旅費	20,000	10,000	10,000	出張のための交通費等
消耗品費	250,000	150,000	100,000	
燃料費	170,000	85,000	85,000	ガソリン代等
食糧費	20,000	20,000	0	
印刷製本費	470,000	380,000	90,000	印刷（コピー）
光熱水費	100,000	100,000	0	
修繕料	180,000	160,000	20,000	修繕（自動車車検）
通信運搬費	680,000	300,000	380,000	郵便代・電話・インターネット接続
保険料	180,000	180,000	0	
委託料	10,400,000	0	10,400,000	シートを記入してください
使用料及び賃借料	0	0	0	
備品購入費	300,000	150,000	150,000	30,000円以上で3年以上使用できるもの
負担金等	90,000	40,000	50,000	研修の負担金、協会等会費
公課費	45,000	45,000		税金等
その他経費	940,000	733,000	207,000	上記以外の経費
合 計	47,310,500	31,413,000	15,897,500	

※原則100円未満は調整（収入は切捨て・支出は切り上げ等）

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額（または委託金額以上）とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」を指す。

※人件費（賃金・共済費）は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

令和7年度 竜洋地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)	
科 目	合計金額
市委託料	20,895,000
介護予防支援費	6,975,000
介護予防ケアマネジメント費	1,825,000
合 計	29,695,000

「再委託料を含む」
再委託料：包括（法人）から各居宅へ委託したプラン費の合計
（国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む）

【支出】 (単位：円)				
科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	17,650,000	15,430,000	2,220,000	職員の賃金 職員の通勤費含む
共済費	3,495,000	2,971,000	524,000	社会保険・雇用保険等の事業者負担金
報償費	0			講師などの謝礼
旅費	10,000	10,000	0	出張のための交通費等
消耗品費	220,000	187,000	33,000	事務用品・衛生物品等
燃料費	400,000	340,000	60,000	ガソリン代
食糧費	0	0	0	
印刷製本費	250,000	213,000	37,000	複合機のカウント料等
光熱水費	100,000	85,000	15,000	支所の面積案分による
修繕料	150,000	128,000	22,000	修繕（自動車車検）等
通信運搬費	450,000	383,000	67,000	郵便代・電話代・インターネット接続
保険料	140,000	120,000	20,000	車両任意保険・賠償責任保険
委託料	6,000,000	250,000	5,750,000	ケアプラン作成委託料・保守点検等
使用料及び賃借料	180,000	153,000	27,000	リース代
備品購入費	400,000	400,000	0	PC入替費用
負担金等	60,000	50,000	10,000	研修の負担金・協会等会費
公課費	100,000	85,000	15,000	税金等
その他経費	90,000	90,000	0	上記以外の経費
合 計	29,695,000	20,895,000	8,800,000	

※原則100円未満は調整（収入は切捨て・支出は切り上げ等）

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額（または委託金額以上）とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」を指す。

※人件費（賃金・共済費）は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。

令和7年度 福田地域包括支援センター収支予算書

【収入】 (単位：円)

科 目	合計金額
市委託料	20,895,000
介護予防支援費	6,713,000
介護予防ケアマネジメント費	3,248,000
法人繰入金	4,464,000
合 計	35,320,000

「再委託料を含む」
再委託料: 包括(法人)から各居宅へ委託したプラン費の合計
(国保連から直接支払われている額・県外居宅等へ直接支払った額を含む)

【支出】 (単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	介護予防支援事業	詳細
賃金	22,501,000	16,251,000	6,250,000	
共済費	3,884,000	2,796,000	1,088,000	
報償費	16,000	11,000	5,000	
旅費	70,000	50,000	20,000	
消耗品費	175,000	126,000	49,000	
燃料費	137,000	98,000	39,000	
食糧費	41,000	29,000	12,000	
印刷製本費	30,000	21,000	9,000	
光熱水費	200,000	144,000	56,000	
修繕料	0	0	0	
通信運搬費	427,000	307,000	120,000	
保険料	6,000	4,000	2,000	
委託料	6,362,000	0	6,362,000	
使用料及び賃借料	1,327,000	955,000	372,000	
備品購入費	0	0	0	
負担金等	3,000	2,000	1,000	
公課費	0	0	0	
その他経費	141,000	101,000	40,000	
合 計	35,320,000	20,895,000	14,425,000	

※原則100円未満は調整(収入は切捨て・支出は切り上げ等)

※市委託料の収入予算額とセンター運営事業の支出予算額は原則同額(または委託金額以上)とすること。

※【支出】「介護予防支援事業」は、「指定介護予防支援事業」及び「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)」を指す。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。